

天城町農業委員会 4 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 4 月 15 日 (月) 13 時 30 分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 16 名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間	前田 真智子	11	平土野	里村 清志
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	平野 勝哉
3	松原西区	政 弘幸			
4	松原上区	麓 福太郎	14	大津川	寶山 照助
5	前野	池上 雄二	15	瀬滝	奥 好生
			16	瀬滝	吉川 貴也
7	浅間	勝尾 真一	17	当部	岩元 聡
8	浅間	元田 秀満	18	三京	若山 秀也
9	天城	貞山 博一	19	西阿木名	仲 公男

4 欠席委員

6 番 小林 耕作

10 番 永井 学

13 番 上松 初美

5 事務局 3 名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	芝 健次	2	主任	中山 一輝
3	主任	中島 大地			

6 参加者 0 名

番号	所 属	氏 名

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
- ・議案第 2 号 非農地証明願いについて

(3) 報告事項等

- ・その他 (協議会等)

(次第書) 令和6年4月15日(月) 開議13時30分～

(事務局) 配付してある資料の確認をお願いします。

定刻となりました。定例総会の前に仲会長よりごあいさつ
をお願いいたします。

会長あいさつ 仲会長のあいさつ
(会長挨拶後、定例総会に入る)

(仲議長) 本日の定例総会に、(上松、小林、永井) 委員から欠席届
が出ており、これを承認してあります。

ただいまの出席委員は16人であります。

よって、本定例総会は成立いたしました。

これから、令和6年4月天城町農業委員会定例総会を開会し
ます。それでは、議事日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、前田
委員、中島委員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

本日の定例総会会期は、日程通知のとおり本日1日にした
いと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者多し。）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例総会の会期は、本日１日と決定しました。

次に、本日の議案日程は、お配りしてあるとおりを予定しています。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者多し。）

ご異議なしと認めます。

日程第３　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
を議題とします。

事務局に、申請番号１番から７番の説明を求めます。

（事務局の説明）

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。
また、参考資料等ページ番号もお願いします。

申請番号１番について、政委員をお願いします。

政委員

はい、申請番号１番について説明いたします。譲渡人と譲
受人は関係はありません。場所は参考資料の一枚目をご覧ください

ださい。県道から天寿園入り口のほうに走っていきますと、ひだり手に沈砂池があるんですが、それを過ぎたあたりに十字路があってそこを右の方から集落に入っていきます。その二番目の圃場入り口から奥の方の左側になるんですが、畑総地帯で境界もはっきりしていて、譲受人のほうが牧草を植えて管理しています。何ら問題ないと思います。ご審議をお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります

これから、申請番号1番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号1番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。

勝尾委員お願いします。

勝尾委員

はい、申請番号2番の説明をいたします。譲渡人と譲受人は親子になります。参考資料の2ページ目をご覧ください。浅間湾屋のほうはですね、これはもともと実家になりましてその敷地内の真ん中のほうに小さく四角で囲ってありますが、実家の跡地で宅地になってます。地籍も入っているのでなんら問題はないと思います。湾屋川のほうですが、参考資料2ページの右側のほうです。これは、給食センターほうからずっと東側に入っていった所にあります。現在、小作をされておりまして、一筆に見えますが、半分だけは名義が違います。一緒に小作はしているみたいなんです、身内になるんで話はしてあるそうです。ここも地籍が入っていて境界等なんら問題ないと思います。みなさまのご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号2番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号２番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次の議案審議に入る前に、吉川委員の退室を求めます。

（吉川委員退室）

それでは、申請番号３番について、担当委員の調査報告を求めます。

奥委員お願いします。

奥委員

申請番号３番についてご説明いたします。参考資料の３ページをご覧ください。集落の墓地があるんですが、この東側の道路は平土野、高釣から秋利神入口までの基幹農道です。その南側なんですけども、その墓地をちょっと平土野方面から秋利神に過ぎた所の十字路を右のほうに入っていった所になります。両方とも畑総事業が入っていて境界等についてはなんら問題ないと思いますので、みなさんのご審議をお願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

貞山委員 ちょっといいですか。申請事由が規模拡大になってますけど新規就農じゃなくていいですか。

奥委員 実際は父親の土地を全部、譲受人がやってまして。

貞山委員 本人名義はないんですか。

奥委員 本人名義はなしです。

貞山委員 じゃあ、新規就農になるんじゃないですか。

事務局 以前から相対契約によらない物で周りのかたが畑をやっているのをわかっている物を新規就農ではなく規模拡大で記載していました。

貞山委員 本人名義でなければ、新規就農になると思うよ。

奥委員 ここはまた、事務局のほうで農業会議とかに確認してみてください。

事務局 確認しておきます。

貞山委員 はい

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります

これから、申請番号3番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号3番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

吉川委員の入室を認めます。

（吉川委員着席）

次に、申請番号4番について担当委員の調査報告を求めます。

奥委員お願いします。

奥委員

はい、申請番号4番について説明いたします。場所は参考資料の4ページになります。先ほどの申請番号3番と場所的には近くになります。先ほどの基幹農道の下のほうにあって

今度は逆に東側のほうに行ったところになります。ここは、譲受人が牧草を植えている所になります。畑総事業が入っていますのでなんら問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号4番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号4番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号5番について、担当委員の調査報告を求めます。

奥委員をお願いします。

奥委員

申請番号5番について説明いたします。参考資料の5ページをご覧ください。場所は兼久小学校、N商店から東側になります。東側にいきますと、右側の上のほうに山みたいなところ山寺っていうんですけど、そのすぐ近くなんですけど、ここも畑総事業が入っています。対象地のすぐ南側の右隣は譲受人の耕作している土地です。境界等はなんら問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号5番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号5番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号６番について、担当委員の調査報告を求めます。

勝尾委員お願いします。

勝尾委員

はい、申請番号６番について説明したいと思います。譲渡人と譲受人は、譲受人が譲渡人の叔父さんになります。参考資料の６ページをご覧ください。この場所はカーシティーの東側になります。畑は一筆なんですけど、この一部だけが譲渡人の名義になってます。一筆でキビを植えているため譲受人のほうの管理となります。売買となっていますが、申請番号７番の土地を代替のような形になります。畑総が入っていて境界等なんら問題ないと思います。ご審議をよろしく願います。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号６番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号６番は、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

次に、申請番号７番について、担当委員の調査報告を求めます。

勝尾委員をお願いします。

勝尾委員

申請番号７番の説明をいたします。先ほどのところと譲渡人と譲受人が逆になります。ここは面積は多いんですけど山手のほうにあるということで、売買となっていますが代替えという形になってます。ここも畑総が入っていてなんら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号７番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号7番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第4 議案第2号 非農地証明願申請についてを議題とします。
事務局に申請番号8番の説明を求めます。
（事務局の説明）

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。
貞山委員、永井委員、里村委員お願いします。

里村委員 はい、2号議案の申請番号8番について説明します。参考資料の8ページと資料についている写真をご覧ください。場所は天城小学校の南側の役場よりの所です。申請事由のとおり道路を整備するときに分筆されて、小さい面積になったため畑として使えなくなり放置してあったようです。境界ははっきりしてますので、何ら支障はないと思います。ご審議のほどお願いします。

仲会長 貞山委員ないですか。

貞山委員

ありません。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号８番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号８番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第５　　諸報告を行います。お手元に配布してあるのでお目通し願います。

以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。

（協議会）

協議事項、意見等はありませんか。

事務局からの連絡等はありませんか。

(事務局) それでは、事務局より連絡事項を申し上げます。

(事務局の連絡事項等の説明)

事務局からは以上です。

(仲会長) 次回の定例総会は、5月15日、水曜日を予定しています。

以上で、協議会を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和6年4月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 14 時 30 分